

秩父地域インターンシップ受入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秩父地域内企業等の人材確保とU I J就職の促進を図るため、秩父地域内企業等が実施するインターンシップに参加する者に対し、予算の範囲内において秩父地域インターンシップ受入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 秩父地域内企業等 秩父地域(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)内に本社、支店、店舗等の事業所を有するものをいう。

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定による指定を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

イ 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体若しくは公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体

ウ 官公庁等

エ その他公序良俗に反すると協議会が認めるもの

(2) インターンシップ 秩父地域内へ就職を検討する者が、秩父地域内企業等で行う就業体験（資格取得等の実習、学校が実施する職場体験等は除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、インターンシップに参加する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 秩父地域外に住所を有し、秩父地域内での就業を希望する者であって、以下のいずれかに該当するものとする。

ア 学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（以下「大学等」という。）の卒業年次に在籍していること。

イ 大学等に在籍しない18歳以上の者で、求職中のもの

- (2) インターンシップに参加した者と当該インターンシップを行った企業等において、雇用関係がないこと。

(補助金の交付対象となるインターンシップ)

第4条 補助金の交付対象となるインターンシップは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 実施期間が、実働1日以上であること。
- (2) 原則、1日当たり2時間以上実施されること。
- (3) 当該実施期間が属する年度の2月末日までに終了したものであること。

ただし、令和4年度は、令和4年6月6日以降実施され令和5年2月末日までに終了したものであること。

- (4) 就業体験の機会の提供を目的としたものであること。
- (5) 就業体験プログラム等を明確に定めたものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者がインターンシップに参加した際に、秩父地域内の宿泊施設の宿泊に要した経費(食事代を除く。)とする。ただし、補助対象者が食事付き宿泊プランを利用した場合は、宿泊翌日の朝食代のみを含めた宿泊に要した経費を補助対象経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、インターンシップを行った企業等が、宿泊に要した経費を負担した場合又は宿泊に要した経費を対象に、他の公的な補助金等の交付があった場合は、その額を補助対象経費から控除するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の経費は、補助対象経費としない。

- (1) 領収書等で確認ができない経費
- (2) その他会長が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費相当額(この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助対象者1人当たり1泊7,800円、1年度内3泊を上限とする。

2 前項に定めるものの他、補助対象者が同一の場合、令和3年度と令和4年度を合算した宿泊数は、「ちちぶ移住職業体験ツアー等参加者宿泊費補助金交付

要綱」第4条で規定する宿泊数を含め、5泊を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、参加したインターンシップが終了した日の翌日から起算して1箇月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、秩父地域インターンシップ受入促進補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、協議会に提出しなければならない。

- (1) インターンシップ実施証明書(様式第2号)
- (2) 宿泊費の支払いを確認できる領収書等
- (3) 居住地を確認できる書類
- (4) 大学等に在籍する場合は、それを確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業終了後3年間、事業に関する調査に協力すること。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の交付決定)

第9条 協議会は、第7条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、秩父地域インターンシップ受入促進補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「決定通知書」という。)を当該申請者に交付するものとする。

(補助金の請求)

第10条 決定通知書の交付を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、当該決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に、秩父地域インターンシップ受入促進補助金交付請求書(様式第4号)を協議会に提出しなければならない。

(請求に対する交付)

第11条 協議会は、前条の規定による補助金の請求が適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 協議会は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。